

# 1号認定保育料金表

## 1. 月保育

### (1) 宗像市1号認定利用者保育料

\*無償化に伴い、満3歳児から5歳児の全てのお子さまの市が定める保育料が無料となります。

\*教育標準時間（無償化の対象）は10:00～14:00。

\*平日月曜～金曜が対象となります。

\*教育標準時間のみの利用の場合、春休み、夏休み、冬休み期間は休業となります。

### (2) 預かり保育・早朝保育・延長保育利用料

保育項目	時 間	料 金
預かり保育	8:30～10:00	500円／日
	14:00～18:00	7,000円／月
早朝保育	7:30～8:30	200円／日 3,000円／月
延長保育	18:00～18:30	100円／日 1,500円／月

\*平日月曜日～金曜日の料金となります。

\*春休み、夏休み、冬休み期間も同料金となります。

\*詳細は別紙①②を参照。

### (3) 土曜日保育利用料

保育項目	時 間	料 金
土曜預かり保育	8:30～18:00	700円／日

\*土曜は早朝保育、延長保育はありません。

\*別途、給食費300円／日のご負担になります。

\*春休み、夏休み、冬休み期間も同料金となります。

\*詳細は別紙①②を参照。

## 2. 毎月の園納金

費用項目	料金	特記事項
給食費（平日）	5,000円／月	・内訳 ・主食費 800円／日 ・副食費 4,200円／日 *副食費につきましては、年収360万円未満相当世帯及び所得階層にかかるわらず、多子算定の考え方による第3子以降は、免除となります。 （※裏面別表1参照） *長期休業期間等につきましては、預かり保育を利用されない場合は日割り計算致します。
給食費（土曜）	300円／日	土曜登園した場合
送迎負担金（市内）	2,200円／月	宗像市内（対象者のみ）
絵本代	450円／月	
教材費（年長）	800円／月	制作、知恵遊び、文字遊び等
教材費（年中、年少）	700円／月	
アルバム代（年長）	800円／月	
行事費	500円／月	誕生日会、運動会、生活発表会等の備品、装飾品等

### 3. 各種教室代

(1) 希望者のみ下記教室を受講することができます。

教室名	料 金	回 数	対 象
スイミング	2, 400円／月	1～2回／月、水曜日	年中児以上
体 操	2, 000円／月	2～4回／月、月曜日	年少児以上
英会話	2, 100円／月	2回／月、金曜日	年少児以上
硬 筆	1, 200円／月	2回／月、金曜日	年長児

(2) 年少児以上の必修カリキュラムです。

音感教育	無 料	5回／週	年少児以上
------	-----	------	-------

(3) 年長児の必修教室です。

サッカー	無 料	2回／月、火曜日	年長児
------	-----	----------	-----

### 4. その他ご負担金

- ・年度初めに、個別で使用する用品代等をご負担頂きます。各クラスでご確認ください。
- ・遠足代等、臨時でご負担頂くものもあります。
- ・パンツ…1枚200円（園でお預かりしたものが無くなった場合）
- ・水筒をお忘れになった場合は、水ペットボトル1本100円、麦茶ペットボトル1本110円

※別表① 令和5年度 宗像市特定教育・保育利用者負担（保育料）基準額表

市階層	階層区分 1号認定：3歳以上児（教育標準時間）		副食費
第1階層	生活保護世帯		免除対象
第2-1階層	第2階層のひとり親世帯等		免除対象
第2階層	市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯を含む）		免除対象
第3-1階層	市町村民税所得額	第3階層のひとり親世帯等	
第3階層		77,100円以下	
第4階層		211,200円以下	
第5階層		211,201円以上	

次のとおり、階層により兄・姉の数え方が異なります。

- ◆第1階層、第2階層、第2-1階層、第3階層、第3-1階層
  - ・多子算定の年齢の上限を撤廃し、入所児の保護者に監護され、生計を同じくする兄・姉が算定対象になります。
- ◆第4階層、第5階層
  - ・小学校（1年生～3年生）、保育所、幼稚園、認定こども園等を同時に利用する兄・姉が算定対象となります。

## 新2・3号認定に関する手続き等

1号認定のお子さまで、保育の必要性があり「預かり保育」を利用するお子さまについて、「子育てのための施設等利用給付認定申請書（新2号・3号）」の申請を行い、認定を受けると1号認定保育料金表（2）「預かり保育・早朝保育・延長保育利用料」（3）「土曜日保育利用料」が利用実態に応じて、月額11,300円（新3号認定は月額16,300円まで）までの範囲で無償化の対象となります。

### ○認定を受けるための要件

- ・新2号認定・・・保育の必要性があること
- ・新3号認定・・・市町村民税非課税世帯で保育の必要性があること

### ○新2・3号認定申請に必要な書類

- ・「子育てのための施設等利用給付認定申請書（新2号・新3号）」
- ・「保育を必要とする理由を証明する書類（保護者である父・母）」

※必要な方は園にてお受け取り下さい。

※保護者の保育の必要性の事由に応じて、準備が必要な書類があります。

※認定を希望する月の前日10日までに、手続きが必要です。

### ○給付額の算定

利用日数に応じて月額の上限額が変動します。

※日額単価（450円）×利用日数で計算されます。

※たとえば土曜日に登園された場合、無償化の対象となる日額450円が給付されます。

ただし土曜日保育利用料700円/日となるため、差額の250円は実費負担となります。

### ○給付の流れ

- ① 園 ⇄ 保護者 利用契約
- ② 園 ⇒ 市 請求書を発行（利用月の翌日）
- ③ 市 ⇒ 園 預かり保育利用料の法定代理受領（利用月の翌々月）
- ④ 園 ⇄ 保護者 差額分の請求・支払い